

全部免除申請(整備士資格交付申請)を忘れずに！

整備専門学校卒業や、技術講習を修了されて整備士学科試験に合格された皆様へご案内します。

試験に合格しただけでは国家資格は交付されません。

国家資格を取得するには、【全部免除申請】が必要です。

「学科試験の合格」や整備専門学校等の卒業や技術講習修了による「実技試験の免除」は、それぞれの合格日、卒業日および修了日から2年間有効です。2年以内に【全部免除申請】を行わなければ効力を失います。

せっかく合格していても、申請を忘れ、効力を失ってしまうとすべてやり直しが必要となります。

毎年効力を失効してしまった方が発生しています。受験者本人だけでなく、新卒を採用された事業者様、試験に合格した従業員が居られる事業者様もご注意ください。

【申請に必要なもの】

- ☐ 自動車整備士技能登録試験の合格証書又は合格案内のハガキ
- ☐ 自動車整備士専門学校卒業者⇒卒業証書又は卒業証明書
- ☐ 整備振興会の講習修了者⇒修了証明書又は整備士手帳
- ☐ 整備士手帳(持っている方のみ)
- ☐ 収入印紙 申請1件につき2,450円分 二科目申請する場合は2,450円×2セット
※振興会で収入印紙は販売しておりません。郵便局で過不足なく購入して下さい。
- ☐ 申請用紙代 申請1件につき200円の現金

ご不明な点は兵整振 教育・技術課までお問い合わせ下さい。☎078-441-1604